

11 地域におけるさまざまな子育て支援サービスを充実します

- 主要施策**
- 11-1. 保育サービスの推進
 - 11-2. 子育て支援サービスの推進
 - 11-3. 保育環境の整備
 - 11-4. 子どもの権利を守る施策の推進



さくら保育園

現況と課題

○本市の出生率は、毎年減少傾向を示しており、一人の女性が一生の間に出産する子どもの数の平均を表した合計特殊出生率^{※1}は、平成15年に1.38(国では1.29/北海道は1.20)にまで落ち込み、将来、さまざまな分野において大きな影響を及ぼすことが心配されています。

本市では「恵庭市エンゼルプラン」を発展させた「恵庭市次世代育成支援行動計画(えにわっこプラン21)」を策定し、幅広い視点での子育て支援に取り組んでいます。

○女性の就労意欲の高まりを背景に子育てと仕事を両立する家庭は増加しており、保育園の入園希望者も増加しています。また、就労時間や就労形態が多様化していることから、延長保育や一時保育など保育体制の充実に努め

てきました。

○地域との連携において、会員制による子育て支援として「ファミリー・サポートセンター^{※2}」を開設するなど、子育て支援を希望する市民とこれに協力できる市民がともに手を携えた地域の子育て支援がはじまっています。

○近年の核家族化の進行、共働き家庭の増加、個人の価値観の多様化、家庭や地域の機能の変化などにより親の子育て不安が高まっています。このため、子どもと子育て家庭を取り巻く環境のさまざまな変化に対応し、子どもの成長と子育てを地域が一体となり支援し、安心して子どもを生き育てることができるよう、総合的・計画的に子育て家庭を応援するための施策を講じる必要があります。

※1 合計特殊出生率…15歳から49歳までの各年齢ごとに、ある年の女性1人当たりの出生率を求め、その出生率を合計したもので、その年の出生率から一人の女性が生涯に生む子どもの数を推計したものを指す。
※2 ファミリー・サポートセンター…仕事と育児の両立を支援するために、育児サービスを受けたい依頼会員と育児サービスを提供できる協力会員による有償の相互援助制度

**基本
方針**

子どもの成長と子育てを地域が一体となって支援し、安心して子どもを生き育てられるよう、保育環境の整備や子育て支援サービスを地域と連携して総合的・計画的に推進します。

**主要
施策**

11-1 保育サービスの推進

働く親たちの仕事と子育ての両立を支援するため、延長保育や一時保育などの保育事業の拡充を図るとともに、安全な保育環境の整備に努めます。

【主な事業】

- ・ 保育計画の策定
- ・ 通常保育定員の拡大
- ・ 延長保育事業
- ・ 一時保育事業

11-2 子育て支援サービスの推進

子育てに不安や悩みを抱えている親どうしの交流の場の提供や一時的に育児をお願いする会員制のサポート制度、また、仕事との両立の補完的な役割を担っている認可外保育園に通所する児童への助成など、安心して子どもを生き育てられるよう環境整備に努めます。

【主な事業】

- ・ 子育て支援センター事業

- ・ 留守家庭児童会の充実
- ・ ファミリー・サポートセンター事業
- ・ 親子の居場所づくり事業
- ・ 認可外保育園保育料助成事業
- ・ (仮称) 子どもセンター整備事業(プレイセンター事業)(再掲)

11-3 保育環境の整備

保育園施設の老朽化が進んでいることから施設整備を計画的に進めるとともに、多様な保育ニーズに合わせた効率的で柔軟な保育サービスを実施するための運営方法について検討します。

【主な事業】

- ・ なのはな保育園の建替
- ・ 保育施設整備計画の策定

11-4 子どもの権利を守る施策の推進

子どもが一人の人間としてその権利が尊重され、大人とともに社会を構成する一員として大人に認められ、さまざまな権利が保障される取り組みを推進します。

【主な事業】

- ・ (仮称) 子どもの権利を守る条例の制定

12 子どもや支援を要する家庭への 取り組みを充実します

主要
施策

- 12-1. 家庭児童相談援助活動の充実
- 12-2. ひとり親家庭などの福祉の充実



現況と 課題

○虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の適切な保護を行うことが急務となっています。子どもの虐待などは、さまざまな要因が重なった時に発生するため、一つの機関だけで対応することが困難な場合が多く、早期発見と適切な保護を図るため、関係機関が情報を共有し、連携して対応していくことが重要です。

○母子家庭や父子家庭のいわゆるひとり親家

庭の生活状況は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担っており、日常生活面でさまざまな困難に直面しています。

○特に、母子家庭においては、子育てをしながら収入面・雇用条件面などでより良い仕事に就き、経済的に自立できることが母にとっても、子どもの成長にとっても重要なことであり、自立支援策の充実を図っていく必要があります。

基本方針

子どもや親への効果的な支援を行うために相談体制を充実するとともに、きめ細やかな福祉サービスの提供と自立に向けた支援に努めます。

主要施策

12-1 家庭児童相談援助活動の充実

子ども相談窓口を開設し市民が子どもに関することや親の悩みなど、相談しやすい体制づくりに取り組むとともに、子育て支援コーディネーター^{※1}を配置して情報の提供や個々の相談に適合した支援メニューの提供に努めます。

【主な事業】

- ・子ども相談窓口の開設
- ・子育て支援コーディネーターの配置
- ・要保護児童対策地域協議会の設置

12-2 ひとり親家庭などの福祉の充実

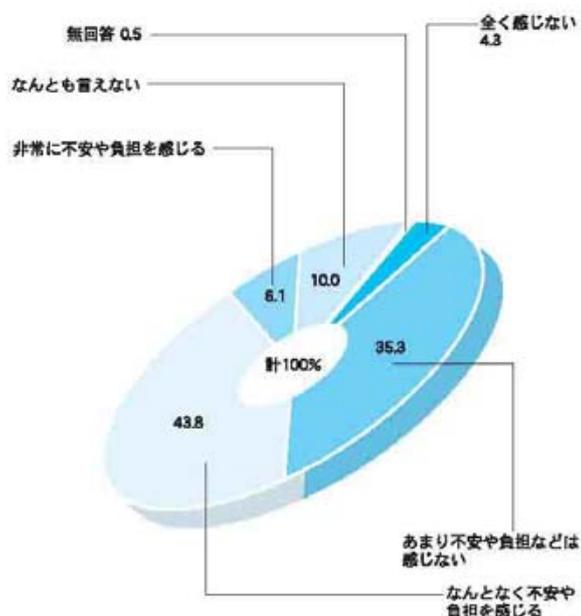
母子自立支援員を配置し、ひとり親などの自立に必要な情報提供や相談指導を行うとともに、きめ細やかな福祉サービスの提供と自立に向けて、就業に必要な知識の取得など総合的な就業支援体制の充実を図ります。

【主な事業】

- ・母子家庭自立促進助成事業

■子育てに関する不安感や負担感について(アンケート調査)

※資料:えにわっ子プラン21より



※1 コーディネーター…仕事が円滑に流れるように調整する人

13 障がい者が地域で自立して生活できる 施策を推進します

**主要
施策** 13-1. 障がい者の自立支援の推進
13-2. 子どもの発達支援の推進

現況と 課題

○本市においても障がいのある人が増える傾向にあります。これまでも、障がい者への生活支援施策として居宅介護（ホームヘルプサービス）や外出・移動の支援などの福祉サービス、相談体制の強化、さらに機能訓練をはじめとする保健医療サービスに努めてきました。

○発達に不安のある子どもや障がいのある子どもに対して、乳幼児健診と連携した早期発見の取り組みや発達を促す療育・訓練を行うとともに、社会適応を図るための支援事業を行ってきました。

○平成15年度から「措置制度^{※1}」が「支援費制度^{※2}」へと移行、さらに、障がい者保健福祉施策の抜本的な改革が進められており、子どもの発達支援の充実と障がい者の地域における自立した生活を支援する体制整備が必要です。

基本 方針

障がいのある人が、その有する能力を活用し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者のニーズに応じた必要なサービスの提供体制を整備します。

主要 施策

13-1 障がい者の自立支援の推進

障がいのある人が、その有する能力を活用し、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい者のニーズに応じたサービスを提供します。

【主な事業】

- ・障がい者介護給付事業
- ・障がい者自立支援事業
- ・地域生活支援事業



子ども発達支援センター(黄金町)

※1 措置制度：行政が行政処分によってサービス内容を決定する制度
※2 支援費制度：障害者がサービスを選択し、契約に基づきサービスを利用するという制度

13-2 子どもの発達支援の推進

発達に心配のある子どもや障がいのある子どもが、居住する身近な地域において一人ひとりのニーズに応じた支援を受け、安心して生活できるよう、発達支援センターの機能を充実します。

【主な事業】

- ・子ども発達支援事業
- ・恵庭市障がい児中高生発達支援事業



共同作業所(魚町)